

北西大西洋漁業機関 (NAFO)  
Northwest Atlantic Fisheries Organization

1979年1月1日発効  
1980年1月4日日本加盟  
事務局：ダートマス (カナダ)

**1 目的**

北西大西洋海域における漁業資源の保存及び最適利用の促進

**2 設立条約**

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約  
(Convention on Future Multilateral Cooperation in the Northwest Atlantic Fisheries)

**3 加盟国 (11か国+EU)**

日本、カナダ、キューバ、デンマーク(フェロ諸島及びグリーンランド)、EU、仏(サンピエール・ミクロン島)、アイスランド、韓国、ノルウェー、ロシア、ウクライナ、米国

**4 対象水域** 北緯 35 度以北の北西大西洋 (別紙参照)

**5 対象魚種**

カラスガレイ、アカウオ等の条約水域における全ての漁業資源 (ただし、カツオ・マグロ等の高度回遊性魚種や大陸棚の定着性種族等を除く)

**6 主な規制・保存管理措置**

総漁獲可能量(TAC)及び国別漁獲割当量の設定

カラスガレイやアカウオ等のTAC及び国別漁獲割当量の設定。我が国の2016年のカラスガレイとアカウオの割当量は、それぞれ1,124トン、550トン。

【別紙】 条約水域



【出典】 NAFO ウェブページ: <http://www.nafo.int/about/frames/about.html>